

第三十一回 参議院地方行政委員会會議録第十九号

昭和三十四年三月二十日(金曜日)午前
十時二十六分開会

委員の異動

本日委員廣瀬久忠君辞任につき、その
補欠として吉江勝保君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君
理事 小林 武治君
占部 秀男君
鈴木 壽君

委員

郡 祐一君
小柳 牧衛君
成田 一郎君
吉江 勝保君
松澤 兼人君
森 八三一君

政府委員

自治政務次官 黒金 泰美君
自治庁税務局長 金丸 三郎君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

参考人

千葉県習 白鳥義三郎君
志野市長 志野 鶴子君
主婦連合 会副会長 柴田 等君
千葉県知事 児玉 政介君
地方財政審 議会会長

本日の會議に付した案件
○地方交付税法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(館哲二君) これから委員会
を開きます。

委員の異動がありましたから、御報
告申し上げます。昨十九日吉江勝保君
が辞任されまして、廣瀬久忠君が補欠
選任されました。

○委員長(館哲二君) 地方交付税法の
一部を改正する法律案、地方税法等の一
部を改正する法律案、地方税法の一
部を改正する法律案、以上三件を一括
して議題といたします。

本日は、これら三件につきまして、
四人の参考人の方から御意見を伺い
たいと思います。午前はただいま御出
席のお二人にお願いいたしたのでありま
すが、その前にちょっと参考人の皆様
にごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ、当委員会
のために御出席を賜わりまして、まこ
とにありがとうございます。委員一
同にかわりまして、ありがとうございます。
申し上げます。これから御意見を拝聴
いたします。地方交付税並びに地方税関
係の三法律案は、地方公共団体にとり
ましてはもちろん、各住民の一人々々
にとりまして、まことに重大な影響を

持っておる法案でありますことは、今
さら申し上げるまでもないのでありま
すが、当委員会におきましては、来年
度の地方財政計画とも関連をして、た
だいま慎重に審査を続けておるのであ
ります。御出席を願いました皆様方は、
それぞれの方面において、これら改正
案につきましては、深い関心と御造詣
とをお持ちの方ばかりでありますから、
どうか御忌憚のない御意見の御開陳を
願ひまして、今後私どもの法案審査の
ために御協力を願ひたいと思ひます。

なお、議事の進め方でありまして、
まず最初にお一人大体二十分程度で御
意見をお述べ願ひまして、そのあとで
委員から質疑を行いたいと思ひます。
で、その点お含みおきを願ひます。
これより御意見を伺ひますが、まず
市町村側代表として、千葉県習志
野市長、白鳥義三郎君に御発言願ひま
す。白鳥参考人は、今次の改正案の中
心として、あわせて地方財政全般の当
面いたします諸問題について、御意見
を伺ひたいと存ずるのであります。

○参考人(白鳥義三郎君) 常日ごろ、
こちらの委員会におきましては、市町
村の財政について格段の御配慮をいた
だいておりますことを、ありがとうございます。
礼を申し上げます。また、ありがとうございます。
ただいま議題になっております三つ
の法案に関連いたしまして、本年度の
地方税法の改正が、最初計画をされま
したときには、政府の一部におきまし
ては、相当市町村の財政に大きな影響
のある固定資産税の税率引き下げ等

も、議に上つておったように聞いて
おったのでございますが、従つてまた
私たちはそれに対して非常に大きな関
心を払つておったのでございますが、
幸いにいたしまして、皆さん方の格段
の御配慮によって、市町村の財政に大
きな影響のある項目が取り除かれるこ
とになったのであります。この点厚く
お礼を申し上げます。この点厚く
お礼を申し上げます。

ごく大まかに申し上げますと、今回
の地方税法の改正によりましては、市
町村の財政には直接非常に大きな影響
のあるということが少いのでございま
す。ただ今後の地方財政の上に大きな
影響があるだろうと思われる個条もご
ざいますので、その点について、とく
と御配慮をいたさなくてはならないと
感じたいと存ずる次第でございます。そ
れには直接税法に関係がございませ
んけれども、市町村の財政のあらまし
を、そうしてまた現在大きな問題に
なっておりますことを参考として申し
述べさせていただきます。そういう
大きな問題があるので、とくと今後税
制改正については御配慮をいたさな
いというようにお願いをいたしたい
と、こう考えるわけでございます。

それで今私、市町村を担当して
おりますとしましては、特に心配して
おりますのは、公共事業が非常に多
くなって参つたこと、それに対して政府
の方で財政措置を十分に見ていただ
けない、従つて今後地方財政がますます
逼迫するのじゃないかという心配をい

たしておるわけであります。その一番
いい例と申しましうか、端的に大き
な問題になっておりますのは、例の尿
尿処理の問題でございます。今まで市
町村が始まって以来ほとんどこの方面
についての仕事が進んでおりません。
これが他の欧米諸国の例をとつてみま
すという、すでに前世紀の末葉にお
いてそれぞれの立法措置が講ぜられ、
下水道のないところには住宅を建てて
はならないというような、そういう法
律を作つておったところもあつたぐら
いでございまして、しかもその尿尿
を農家の方で肥料として使つてお
つた、こういうような実情のために長く
尿尿処理の問題が解決がつかないな
らうでございまして、ところが最近にな
りまして、終戦後御案内の通りに、化
学肥料が急速に普及しつつある。そこ
で全国至るところの市で尿尿をせつか
く集めまして、それを処理するのに
困難を來たしております。これが水田
の回りの都市、これは言うまでもな
い。あるいはまた大都市等においては
言うまでもないものであります。早い
話であります。私どものような習志
野の漠たる原っぱの中で細々と市街地
を作つておるようなところでは、集
めた尿尿を農家にはもう還元ができ
ないのでございまして、従つて、まこと
に遺憾なことと申しますけれども、こ
れを不法投棄せざるを得ない、こう
いうような実情にあるわけでございま
して、これが一年々々その度が激し

くなつてきております。これを何とか今のうちに処理をいたしませんと、今後十年を待たずして、全国至るところの市がそれこそふん詰まりになつてしまふのじゃないかと非常に心配をいたしておるわけでございます。それならば、さつさとそつちの方の施設をしたらいいじゃないかというおしかりを受けるかもしれないが、これがまた莫大な経費を要することございまして、先般も私の方で下水の計画を立ててみたのでありますが、ごくちつぽけな市の一部分だけに下水を設けるといふだけで四億という莫大な金額がかかる。こういうことが出てきております。

従つて、これを全国的に市街地に及ぼしますならば、おそらくは一兆円を上回る費用を要するのじゃないかと推算されるわけでございます。もちろん終戦直後におきましては、私たちが六三制の実施のためにずいぶん悩まされたのでありますが、この六三制の実施に伴う必要経費と申しますれば、これは数千億にすぎなかつたと思うのでございます。おそろく下水処理だけを完全にしたすにはその十倍か、一けた上回つた莫大な経費を要するのじゃないかと心配をいたしておるのではありません。しかもこれが、十年を待たずしてもう行き詰まりになりはしないかというふうにも心配されるわけであります。一例をあげましても、そういうような大きな仕事を市町村は現在しよ

い込んでおるわけでございます。それに対し国の方でなかなか財政的な御考慮を払っていただけない。もちろん建設省におきましても、厚生省におきましても、それぞれ御配慮をいたしたいとおることでございますが、なかなかそれが私たちの思う通りの金額にはならない。少くとも人口増に伴う屎尿の増量と申しますか、屎尿を集めたものが年々ふえますけれども、そのふえたものだけでも処理をいたしたいと思つても、現在の状況ではそれだけで処理ができないうような状況になつておるわけでございます。今後この方面におきましての格段の御配慮をいたさ

かそれが私たちの思う通りの金額にはならない。少くとも人口増に伴う屎尿の増量と申しますか、屎尿を集めたものが年々ふえますけれども、そのふえたものだけでも処理をいたしたいと思つても、現在の状況ではそれだけで処理ができないうような状況になつておるわけでございます。今後この方面におきましての格段の御配慮をいたさ

なにおまたそれに関連いたしますが、実は私の方で、市町村におきましては県なりその他の団体から強制的と申しますか、割当寄付を相当多額なものを受けておるわけでございます。こういったようなことのないように、またもちろん、地方財政法等におきましてそういったようなことは禁止されておるはずでございますが、なかなかどうも実行ができないうような状況であります。この点につきましても、格段の御配慮をいただけたらありがたいと考えるわけでございます。

まあこういうふうな一例をあげましても、いろいろと解決の困難な問題がございまして、なお経常費等におきましても、年々地方公務員の給与も引き上げられることとございまして、消費的経費をいかに節約いたそうといたしましても、年々私の方の小さな市の経験によりましても、五割ぐらひはどんなことをしても経費がかさんで参ります。そうなりますと、これでいへば義務的経費でございまして、その義務的経費をまかなうだけの税収の伸びがあればいいのでございまして、なかなかそれが期待する方には参らない。ことに政府におきましては減税の政策をおとりになつていらつしやる。これはもちろんけつこうなことでござい

ます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

と、こぞって歓迎するところでございます。国民の税負担が軽くなるというこ

先ほど所得税の減税に伴う補てんについてお願い申し上げましたが、なおそのほか固定資産税の制限税率の引下げに伴います減収等につきましては、ぜひ格段の御配慮をいただきたくお願いしたいのでございます。実はこの問題につきましては、私など最初、そういったようなものが必要ないじゃないか、固定資産税の税率が引下げになつたら、評価額を上げさえすれば十分補てんができることだから、そういったようなこと必要ないだろうというようにも実は考えておったのでございまして、市長会の方でいろいろ調

なお、地方税法の減免規定が相当各方面にわたってございます。これは一年々々ふえるばかりでございまして、ぜひこれを一応整理をしていただきたいというふうにもお願い申し上げます。あるいはまた地方道路譲与税の一部をぜひ市町村の方にも分けていただきたい。市町村道の荒廃が非常に激しゅうございます。ことに市街地等におきましては、一般の県道よりもむしろ交通量の多いところも多々あることでございますので、ぜひ道路譲与税の一部を市町村の方にも分けていただきたい。あるいはまた、これはすでに何回もお願ひしてあるところでございますが、消防施設に要する課税をぜひ創設していただいて、貧弱な市町村の消防施設をいつときも早く完備したいというふうにもお願い申し上げます。

も、交付税の算定に当って、投資的経費の算定に当って十分一〇御配慮をいただければありがたい。私たちが喜んで進んで住民の福祉のためのいろいろな事業を起し得るように御配慮をいただけたらありがたいと考えるわけでございます。なお新市町村につきまして地方交付税の算定の特例の期間がございますが、時限法でございますけれども、これに對しまして、もう少しご

することによって消費的経費の節約をはかっていきたい、こういうことがねらいの一つであったわけでございますが、なかなかその節約が意のままにいかない。人件費の節約等につきましても、定年法等についての立法措置が延び延びになっておりますので、なかなか人員整理等もできませんし、従ってせっかく合併をいたしましても、消費的経費の節約が意のごとく進まないものでございますから、そういうものの片づくまで、交付税の算定につきま

それでは次に主婦連合会副会長の春野鶴子さんにお願いをいたします。春野さんには主として税負担者の立場からの御意見を伺いたいと思います。

○参考人(春野鶴子君) いろいろむずかしい専門的なことはわかりませんが、おっしゃいました通り一住民として、平生どんなふうなことを感じているかということを率直に述べさせていただきます。

乗値上げがされたりいたしまして、こ
としは値上げの年ではなからうか、も
うすでに計算いたしますと、減税の喜
びよりも諸物価の値上りで、家計に赤
が出るということを私ども計算いたし
まして戦々きょうきょうといったしてお
ります。しかしまあこちらで、とに
かく七百億減税のそのワク内で具体的
に地方税の減税がなされるということは、ま
あ何によらず大へんうれしいこと
とでございます。いづれ個々の家計の
上ではこれだけ大きな減税があったの

される、そういうおそれがございますので、いささかこの埋め合わせといふものの、ガソリン税の引き上げといふことはあまりうれしくないことです。それから入場税を安くすること、で、地方の方に入るお金が減るといふ点がございしますが、この点もすでに町の映画館の人たちは、これぐらいの値下げをされても入場料を安くするわけにはいかぬというふうな、まこと

費者の立場からしますと、ちつとも減税の喜びというものが表面には現われない、こういうふうなちぐはぐがあります。

總括して、減税が片方でなされて、そのかわり今も前の参考人がお述べになりましたように、いろいろな一方でたくさん仕事をしなければいけない。ですからあれこれ交付税の率をふやしたり、地方債を大きくさせたり、ガソリン税をそういうふうに取り上げたりというふうなことで結局埋め合せをさ

定資産税一万三千七百七十円、都市計画税千八百八十円、総額一万五千五百七十円、次の年度に一万五千四百七十円、こういったふうな納め方をしております。このほかに町内会費四十円、それからお子さんを都立の区内の学校に通わしております。この学校の建設資金にきちんと毎月百円割当があります。このほかに警察審議会という町内などにできました民間的審議会のようでございますが、これの会員、これは会員制になっております。そしてこれが年に百二十円、杉並区社会福祉協議会という名目で年に二百円、町内の敬老会などというように年に二百円、昨年は同じく区立の某中学校の十周年記念で図書館を建てようというところに相なって寄付を求められた。これは相当大きい額を彼女が割り当てられたようですが、お話し合いの結果月賦で納めていきます、こういうふうなことです。そのほかに緑の羽根だの、白い羽根だの、赤い羽根だのというふうなことで、これもまた同様に割当で出すわけです。日赤の寄付も回って参ります。ああいうふうにつらい終戦の状態を迎えたわけですから、何もかも税金で、地方あるいは中央の政治の力でやってほしいという甘いことは申しませんが、全国的に一兆円をこえる膨大な地方の支出、それだけのお仕事をなされる、そのお仕事の半分を国からの補助金、もう一にも二にも中央にかけつけて行って、そして割当をふやしてほしいというふうな何といひまじょうか、これは私どものひがみであってほしいと思うのですけれども、衆議院、参議院の先生方はどうかいたしますと、地方の予算なり、交付金なり、

補助金なり、そういうものを一生懸命地方のためにぶんどっていただく、地方の方々もそれを非常に期待なさる、期待されれば一そう何とかしてわが県にはこれはおみやげに持っていきたい、こんなふうなやりとりがいっぱい、中央の政治的勢力といひまじょうか、そういうふうなことが地方の人をやたににべこべこさせ、自主性がいつの間にかなくなっていく。私の友人の一人、北海道のはずれで村長さんをやっておる人がおられますけれども、半分以上は東京に出てきて陳情申し上げないと事が進まない、金がもらえないということをや非常に嘆いておりました。あるいは地方の議員さんたちも、もっぱら中央に陳情するのだという、いわゆる中央依存度というものがますます激しくなっているんじゃないか。そして獲得された基礎づけられたお金で、ほんとうに身にしみるような、細々としたことだけのことでございます。それから、手元足元の道路のこと、あるいはどぶのこと、あるいは暗い道に明るい電灯がついた、そしていたずらする少年やら変な犯罪も次第になくなったという逆コースがまだまだ地方にあるわけですね。ちっぽけなことですけども、私も、私もよく町内の付近でどぶ掃除をいたします。蚊やハエの清掃運動もあってどぶ掃除をいたします。そうしますと、ほんとうはまあ区がやってくれる仕事なんでしょうけれども、自発的にやるのです。どぶから引き上げましたどぶのかすを道ばたに当然置きます。それは都の仕事だそうして、取りにこないのです。一週間ぐらいむんむんと蚊やハエがたまつて、それを区役所に掛け合いますと、それは都の

方だ、どぶをやる方は区であって、せつかく引き上げたどぶかすは都の方だから都が動き出すまで土手をなしている。そういうようなことがよくあったものです。それからまた東京都なんかでは、いよいよオリンピックだ、いや皇太子の御成婚だということ、あわてて道路を修理されたり、あるいは外人もたくさん見える、観光客のためにこうもしたい、ああもしたいということ、いろいろおっしゃって。ところが先ほどもお話ししたように、糞尿の処理の問題とか、それから日にち毎日台所から吐き出されます山のようなごみがございまして。これらをちようど今ごろの時刻でございます。もう午前中の一番空気のいい、太陽がさんさんと降り注ぐ都大路のまん中に、隅々から集められたものが山のように積みまして、一度道路に置いて、そしてそこにまた大きな車なりトラックがやってきてその積みかえをやる。この四、五十分あるいは一時間にわたる前後のきたなきかげんというものは、至るところに毎日展開されている。これを中共の例でもございませぬが、ああいう不潔だった中国さんすら解決しつつあるわけです。これは夜の間に午後八時ごろすっかり事を入れて、こういうことを是が非でもやりたいというふうな真剣にお考え下さらぬかというのを数年前から頼んでおりますけれども、予算がございませぬ、それをやったら二倍の人夫賃を出さなければいけない、あるいは労働組合がやかましいというふうなことで軽く一蹴されてしまう。だんだん東京も観光都市というふうな盛んに外人を呼び

たいといひながら、そうして銀座通りにはビルもたくさん建ちながら、一方裏通りへ行きますと、そういうおそるべき不潔なことが大東京の名において継続されているというふうなことは大へん残念でございます。財政のふくらみも税負担も、それはときにより経済力の発展に従って、だれもこれをいやるものではないと思ひますが、何とぞ一つ国と地方とのお金のやりとり、それらの複雑さ、あるいはそれにからまる政治的な何やらあやしい勢力分布、そんなこと、それからいたずらに地方の人が中央に行つて、陳情々々で頭を下げればよい、下げてももらつて来さずすればよい、そんなつまらぬことはやめていただきたいと思ひます。地方議員の議員の数だとか、あるいは昨今も盛んに問題になっておりますように、同じお金をお使い下さるのに、議長さんの交際費が何に使われたかわからない、あるいはお手盛り歳費で盛んに住民から騒がれる、あるいはある学校の建設がござつて、そうしてその敷地を区なり地方が買おうとされる前に、それを知っている議員さんたちが坪一千円くらいで農地をお買いになつて、そうして今度はあらためて区や学校の敷地として売り込まれるときにはね上る、そういうつまらぬ——つまらぬというか、実に腹が立つような正しくない使い方、ふまじめな使い方、そういうことが目につくのでございまして、願わくは住民として、善んで負担——ということはいえませぬでしょうが、税金が安く、よい仕事になされうが、国も繁榮していくということにこしたことはございませぬが、何はとも

あれ、税金を負担して参ります。同時に筋の通つた同じ予算でもまじめな、また背伸びをしない着実な仕事の進め方で、苦しいときは一緒に住民も苦しみまじょうし、ようやく幾らかの余裕が出てきたら、次第に福祉方面のお仕事を着実に伸ばしていく、そういうふうなことをよくわかつて下されば、また地方のお仕事というものは市長さんのみ、あるいは議員さんのみのプランでさつとなさればいいというものではなくて、住民がほんとうに必要とおもふもの、願うものをやつていただきたいのであります。こういう方面をそう中央、地方ともに住民にわからせることに、あるいはまた住民と一緒に考えて下さることに御努力願ひたいと思ひます。毎年のことですが、毎年会計検査院などから指摘される事柄に、実に乱費の項目で食糧費あるいは旅費、そういうようなことで議員さん一人でお菓子を五十分も食べるような食糧費が計上されたり、職員数をふくらませるだけふくらませて、今度整理するときに全く手がつけられない、あるいは民主的はけつこうですけれども、やたらに機構ばかり、あるいは出先機関がふえたり、またぞろポストをふやさないといけないという事になったり、それから区長さんや知事さんたちが、その区の負しさにふさふさしないほどりっぱな外国製の自動車を持ち回されたたり、これはだいぶ最近少なくなりましたが、それなうな立派な車が、ちがうぞ一つ次第に消されていきまじょうし、これは、この税法の改正のこちらの方で訴えることでもなし、場違いであつたかもしれませぬけれど

も、願っておりますことは、減税は歓迎をいたしますが、なお、それでもなおふくらんでいく地方財政の規模のふくらみに、やたらなむだなふくらみがありまじやうに、まじめなよい仕事に住民たちを喜ばせて下さいますようにというをお願ひするわけでござります。

○委員長(館野三君) ありがとうございます。

これでお二人の参考人の御意見の開陳が終了したので、御質疑をお願いしたいと思います。御発言がございましたらどうぞ。

○郡祐一君 春野さんにちよつと伺いますけれども、御指摘の税外負担という問題、これは私は、確かに今の地方財政全体の上から大きい問題だと思ひます。税の方は、こうやって国会でも審議し、地方議会でも審議をいたす。しかし、御指摘のような、非能率それから浪費ということがあるのももちろんだと思ひますけれども、税外負担になりますと、御指摘のような、一部のものが強制割当されやすいというやうなことが事実あるだろうと思ひます。それで、これについて、どの程度のもので一体税外負担として、まあ学校の経費のあるものは、どうしても税の形でまかなえない部分というのはあるのかもしれません。しかし、そうした場合に、これで御質問申し上げるのです。P.T.A.とか婦人会とか町内会とか、こうしたものの機能で、働きて、何かこの税外負担をアジャストしていくと申しますか、まあまあ納得のできるやうな形に持っていく方法はありますかね。これは、税外負担というのは、どうも

財政全体から見ても困る。まあこれはすつかりなくしてしもうて、税の体系に入れれば一番いいのですが、そうもいかない。そうすると、これを何か軌道に乗せていくという作用がどこでできるのかと思ひます。何かお考えありませんでしょうか。

○参考人(春野鶴子君) むずかしいですね。何か、私も調べてみますと、地方公共団体が当然公費でまかなつてなされるべきお仕事の場合、寄付を仰ぐということは、一々その許可を受けなければいけないというやうな、何か取締りみたいな規則はあるやうですけれども、今は、もうほとんどそれらは無視されて、当りまえというやうな、理事者側もそういうやうな態度でおいでになるし、それから受ける側も、私はいやですというやうなことが言にくい事柄が割合に多いのです。たとえば、警察の云々というの、じゃその警察を応援する会に、私自身が会員に入らなければいいじゃないか、そうしてそういう会費とか寄付とかいうものを断ればいいじゃないか、警察は警察の、国家公務員として必要なだけ、そちらの方でやっていただけいい。理屈はそういうことなんですけれども、隣近所がみな入っておられますと、私のうちだけやめると、今度それがまあ非常におかしなことになるので、感情が妙にからむ。P.T.A.の場合でも、母と子供と先生と、という関係でござりますから、またそこへ、子供が無邪気に、学校でこう言われた、きょうは持っていくのだというふうに持ちかけられますと、またそれを親としては、無理にしても、子供が教室で先生にお金を出すときに、うちの子供だけ出さないと

いう、非常にデリケートな感情がからむ種類のものが多いいですね。それで、何か名案がと言われるのですが、願わくは、私はやはり、学校の方も、それから父兄の方ももう少し、こころを二一両方がそういうあり方に対しての再検討を加えまして、そうして逐次それを減らしていきたいとか、あるいは、これは受けるべき筋合いのものではないか、あるいは父兄の方がそれに乗り出していただいても、それは学校の方では、あるいは教師としては、受けられないというやうな、何かこういけば、やかましい規則が、いや、文部省から通達が出たなんというふうな騒ぎ立てなくともいいのではなからうかと思ふのです。それは、P.T.A.の構成メンバーとしても、責任がないではないと思ふのです。もう会費は出さなければ、寄付は出さなければ、それがどう運営されて、どういうふうにならずに済むかというところは、一時大問題になったことではありますけれども、そういうことであれば、役員の人たちのお人柄によつては、ずいぶん悪用もされるし、また、しなくてもいいことまで巨額の寄付を校長先生に対して自分の顔を作るために引き受ける、よけいなことをおっしゃるというふうな、そうしてまた、向うも、運動会をやるときに幾ら幾ら、図書館を作るときにはP.T.A.は幾らというやうな、当りまえの習慣のやうなことになる、当りまえのところに、私はおそろしいものがあると思ふのですが、これは、規則でそういうふうになったのではな

いのですから、これは、お互いがいつ

しかここまで来てしまったわけですから、気づいた者が、これじゃいけないのだというところで、あらためて新しい方向に向つて話し合いをするところから始めてみたら、存外足元に解決点があるのではなからうかと思ふのです。

○鈴木善君 ちよつと関連して。市長さんの方に、今のいわゆる税外負担の問題ですね。実情はどうなんでしょうか。

○参考人(白鳥三郎君) 今、いろいろと御意見を承つておりまして、非常に私、ごもつともだと思ふ御意見が多かつたように思ひます。ただ、今の税外負担の問題につきましては、私といたしますれば、比較的割り切った考へがあるのやうに思ひます。これは結局、市町村なり国なりの経費の中に当然盛り込まなければならぬものは盛り込むべきだ、そう思ひます。たとえば、一番早急な例が、警察の費用などにいたしましても、駐在の費用というのは、これは当然国が警察費で支弁すべきだと思ふのでござります。駐在所の建築にいたしましても、修繕にいたしましても、畳がえにいたしましても、あるいは、巡査が乗って歩く自転車にいたしましても、みんなこれは部落負担でござります。私なんかの方は、そうでござります。これは明らかに、国の警察費の方でそれを支弁していただくより仕方がない。そう思ひます。学校の方のP.T.A.の費用などにいたしまして、実は私の方は、恥を申し上げるやうなことになるやうな、昨年の予算を審議いたしましたけれども、P.T.A.の予算を全部取り寄せまして、そうしてこれは当然市で負担すべき筋合いの

ものだ、あるいは、これはP.T.A.自体の費用として、P.T.A.自体の運営のための費用であるというふうに分けまして、じゃ、どのくらいの経費が市の方で負担すべきものかということで計算をいたしまして、それは全部肩がわりいたしましたして、そうして去年は百円ずつちよつだいしたのを、ことしからは、一つ小学校の分は八十円だけ下げてもらいたい。それだけの費用は市の方で負担いたしましたから、これはもうP.T.A.の予算の中から削つてもらいたい。従つて、費用は八十円、二十円だけ下げてもらいたいというやうなことをお願いしてきたこともござりますが、当然市で負担しなければならぬ経費は、市の財政需要の中に加算していただくよりほか道がないのであります。ところが、現在の教育費の算定等につきましても、その財政基準、財政需要として算定される金額がなかなかそこまで参りません。つい財政が苦しいものでござりますから、市民の皆様方にお借折りをかけるやうなことになるやうな、まことにこの点、心苦しいのであります。市の方でも、御指摘の通りに、法律の悪いやうな運営の仕方ではない、できるだけ効率のいい財政運営を立てて、そうして住民の福祉増進に役立つやうに努力したいものだと思ひます。

○鈴木善君 今のお話のP.T.A.の関係の寄付金についての減額、私は、非常にあなたのおやりになったことはけつこうなことと思ひます。どうも町村では、そういうやうな積極的なやうな手は打たないと、いつか習慣みたになつてしまつて、お互いが一向改善されないままに残されていくのじゃ

ないかと思うのですが、そういう意味におきまして、市長さんのおとりになったそういう措置というものは、非常にけつこうだと思ふのですが、もう一つ、そういう問題なりあるいは消防、警察等いろいろあると思ふのですが、そういうので、どのくらいいいわゆる税外負担を市民の方々がやっておられるのかというように、このことについて、何か御検討なされたことはございますか。

○参考人(白鳥義三郎君) 税外負担の総額が、一応市長会の方でも調査をいたしましたか……

○鈴木壽君 いや、あなたの方の市の場合でございます。
○参考人(白鳥義三郎君) 私の方でございますか。私の方は、多少他の方とは事情が違うと思ふのですが市で負担すべきものは、今ほとんど全部市で負担いたしました。PTAの方にございましては、先ほど申し上げた通りでございます。それから警察の方は、私の関係ではなくなりましたけれども、消防の方につきましては、消防後援会というのがございますが、これは、まあ私の方でめんどろを見切れないものとは考えておりません。私の方に限ります。それがなくなってきたのであります。しかし、どこもこれも同じような事情であろうとは私も考えておりません。いっとき早く是正すべきものだと思ふので、それについては、くどいようでございますが財政需要の見方をもう少し改善していただきたいとお願ひ申し上げる次第であります。

○鈴木壽君 国がそういうことに対する財政需要の面等において措置をしなればならぬことにつきまして、私ど

も同感ですが、今申しましたように、あなたの方で、PTAの例をとってお話しになりましたが、そういうふうな積極的な措置を講じておる、しかし、なおかつ何がしかのいわゆる住民負担というものがあると思ふれば、どのくらいのものであろうかと、こういう意味でお聞きしたわけなんでございませうか……

○松澤兼人君 先ほど、市長さんのお話の中にありましたけれども、県とかその他の団体からの割当寄付ですね。これはやっぱりお調べになったものがあるわけですか。

○参考人(白鳥義三郎君) 最近の調査はございせんが、何年前かにやりましたときに、私が全岡町村会にいたしましたときの記憶では、三百億ぐらいというふうに出ておったと思っておりますので、最近のデータは私存じません。

○松澤兼人君 お宅の場合なんかは、予算に計上される場合ですね。何件、どのくらいの金額というふうなことは、おわかりにならぬでしょうか。

○参考人(白鳥義三郎君) 今、私の方で背負っておりますのは、大部分が県のもの、それから実は鉄道——国鉄の負担でございます。駅を作るというので、五百万ばかり持っておるのでございませうか。あとは、県道の拡幅に伴う経費とか、そのほかの、県道の修復に伴うものでございませう。

○松澤兼人君 県立の高校は……
○参考人(白鳥義三郎君) 県立の高校は、私の方にはございせん。ただ、県で作つてくれないものですから、市立の高等学校を作っておりますが、この経費が莫大でございます。

○松澤兼人君 そうすると、お宅には県立の高等学校はないにしても、やっぱり県立の高等学校へ通つておられる方がたくさんあるわけですか。そういう場合には、習志野市でない、よその高等学校の改築とかいうことに対しは、割当が来るのですか。

○参考人(白鳥義三郎君) 私の方には参りません。
○松澤兼人君 それは、市立の高等学校を持っていらいしやるから、たとえそこらよその県立の高等学校へ通つておられる生徒がいても、割当はないわけですか。

○参考人(白鳥義三郎君) はい。市立の高等学校を持っていらいしやるためかどうかは存じませんが、今のところはございせん。

○松澤兼人君 そうすると、習志野市では、もちろん警察署があるわけですか。

○参考人(白鳥義三郎君) ございませう。
○松澤兼人君 それに対して、やはり防犯協会とか何とかいうものの強制寄付はあるわけですか。

○参考人(白鳥義三郎君) 最近道場を作るのだというので、相当な寄付金がついてきております。そのほか、駐在を作るとか何とかというふうな話がございます。

○松澤兼人君 駐在所の置だとか、電灯代とかいろいろものをみんな市の方で持っていらいしやるのですか。

○参考人(白鳥義三郎君) それは、市ではございせん。むしろその部落の負担になっております。駐在所の維持、修理につきましては、その部落の負担になっております。
○委員長(館哲二君) 他に御質疑もな

ければ、午前はこの程度にしておさめます。
参考人の方々に一言お礼を申し上げます。
本日は、大へん貴重な御意見を拝聴させていただきました。ありがとうございます。
○委員長(館哲二君) それでは、本委員会、今後審査をする上に、御意見のほどをよく取り入れまして、慎重な審査を行なつていきたいと思つてお申し上げておきます。
では、午前中はこの程度で休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩
午後一時四十九分開会
○委員長(館哲二君) それでは委員会を再開いたします。

委員の異動がありましたので御報告申し上げます。廣瀬久忠君が辞任されまして、吉江勝保君が後任として選任されましたので、御了承いただきます。

○委員長(館哲二君) 午前中に引き続きまして、地方交付税法の一部を改正する法律案外二件について、参考人の御意見を伺います。その前に、御出席いただきましてお二方にちょっとごあいさつを申し上げておきたいと思ひます。

本日は大へん御多用のところ、本委員会のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員一同にかかりまして御礼を申し上げます。これから御意見を伺います三件の法律案は、すでに御存じのように、先般衆議院を通過して、本院でその審査

をいたしておるところであります。当委員会といたしましては、改正内容の重要性にかんがみまして、来年度の地方財政計画とも関連を持たせながら、目下鋭意その審査を進めて参つておるところであります。

本日は、この問題につきまして御造詣の深いお二方から十分の御意見を拝聴いたしまして、十二分の審査を尽くしたいと思つておるのであります。どうか今後の改正案だけではなく、広く当面します地方財政全般の諸問題につきましても、忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば幸いです。

なお、議事の進め方としましては、まず最初に、お一人大体二十分程度で順次御発言を願ひまして、そのあとで委員の方からいろいろ御質問を申し上げたいと思ひますので、その点、御了承いただきます。

それではこれから御意見を伺います。まず府県側代表としまして、千葉県知事柴田等君に御発言を願ひます。
○参考人(柴田等君) ただいま館委員長から御紹介いただきました千葉県知事の柴田でございます。本日は交付税法あるいは地方税法の改正等の問題につきまして、私どもの意見を聞いていただきまます機会を与えていただきました。厚く御礼を申し上げます。

特にこの際、私は参議院の皆様感謝申し上げます。これは、先般、先年米の地方財政状態の非常な苦境に對しまして、参議院の各位にいろいろ御心配を賜りまして、ここ数年來、交付税の税率の引き上げなり、あるいは譲与税の増加なり、たばこ消費税の増加等、いろいろ地方財政強化のために御尽力を賜りまして、私もまことに心か

ら感謝を申し上げますとともに、これにこたえまして、地方財政の運営の合理化なりあるいは健全化なり、効率化なり等の面につきまして、必ずこれにおこたえを申し上げまして、地方の堅実なる発展を期したいと、かように考えておるわけでありまして、いろいろ過去御配慮賜りましたことを、厚く御礼申し上げる次第であります。

さて、本日の問題になっておりまするまず第一点は、地方税法の改正によりまして、これは国の政策といいたしまして、国民負担の軽減のために、国税、地方税を通じて昭和三十四年度から減税の処置がとられようといたしておるわけでありまして、この点に關しまして、私ども地方の立場を申し上げまして御理解をいただきたいと思ひます。

国民負担の軽減をはかることは、われわれも全く必要であると思ひますので、その点は国の政策にもちろん共鳴いたすものであります。この地方財政と国家財政におきまして、この地方財政とがいろいろ違つておりました、端的に申し上げますと、お手元に資料を配付してございまして、地方財政の歳入におきまして税の占める割合は大体四〇％でございまして、あと六〇％というものは交付税なり補助金なり起債なりあるいは雑収入その他のもので補つておるわけでありまして、租税収入の割合は大体四〇％、国の方は同じく一兆四千億の大体財政規模は同じでございまして、これに對しまする租税の割合は、たばこ益金を租税の中に入れて考えました場合に、ここにございまして、八七五でございまして、かりにたばこ益金を別にいたしましたも大体七八、

九〇の租税収入の割合になっておるわけにございまして、従いまして、私どももいたしましては、それだけ地方財政が自主財源——国のパーセントからいまして半分以下でございまして、非常に苦しい状態でありまして、これを減税せられることは非常に困らぬ面があるわけにございまして、特に今般の改正の内容を見てみますと、個人事業税におきまして免税点を二十万円にしていたこと、これは、われわれもその必要があると思つておつたのであります。この基礎控除はどうしても十五万円にしていただかないと非常に影響するところが多いということ、いろいろ御陳情申し上げましたが、この点は政府の当初の案の通り二十万円の基礎控除ということに大体なつております。さらに法人事業税につきましては減免をなるべくしていただきたくなつたといふことを申し上げておつたのであります。これも下のほうの、収入の少い方が減免になります。そうしますと、その影響が、個人事業税なりあるいは法人事業税の小さい法人の方々といふものは主として中小府県に集中いたしてあります。この減税の影響は、中小の府県に對しましては非常に鋭く現れておるわけでありまして、ここに書いてございまして個人事業税につきましては五割以上減になる府県が鳥取その他五府県にございまして、四割以上減になる府県が二十四府県にございまして、こういう重要な税につきまして、一挙に四割ぐらゐ減るといふことは、非常にこれはまあ悪影響といひますか、ここにこれが中小の弱小の府県に多いわけにございまして、これらの点を——これは一応方針としてきまつたのでございまして、

からわれわれこれ自身には今さら反対とかいふことはございせんが、これの調整につきましては、交付税の配分なりあるいは地方譲与税のいろいろなり方等につきまして、これらの中小の非常に悪影響を多く受けたというこれらの府県につきまして、御考慮をぜひお願いしたいということが第一点でございまして、

第二点といひましては、先ほど申し上げましたように、国税と地方税との關係を見てみますと、非常にこのウエイトが国税は大きなウエイトを占めておりますし、地方税は非常に低いウエイトをしか持つておりませんので、それだけいわゆる地方財政の自主性といふものがないわけにございまして、今後におきまして、これをさらに地方税を減免されるということになりまして、われわれは最低限度の税収の割合が、歳入総額の五割は最低の線と思つておるものであります。現在四割でございまして、それをさらに下げられますことは、非常にこの地方財政がますます自主性がなくなるわけにございまして、その点は、今後地方税の減につきますと、それは大体五割程度が標準であるが、現在四割程度になつておるのであるからして、それをさらに減税するやうなことはなほいかに一つ御配慮をお願いしたいことが一つ、それからこれは少し言い過ぎかもしれませんが、今度行われようといひたしてありますこの減税につきまして、国税と地方税との關係を見てみますと、租税特別措置法との關係がございまして、減になる分と増になる分がございまして、私の差し上げた一ページの裏にございまして、最終的にはどうなるかといひま

すと、まあ平年度について見ますと、国税におきましては結局総額で七十一億で、その割合は国税総額の〇・六三、そうしますと、地方税におきましては平年度において百九十四億円の減になりまして、そのパーセントは地方税総額の三・五五％ですから、はるかに大きい。国税におきましてのパーセントが差別減税額が〇・六三％であつて、地方税の方は少い税収のうちから三・五五％減収になる、こういうこととでございまして、これは自治庁で調べました本年度のこの三月出ました資料から私ども引き出したものでございまして、非常にまあ地方に酷になつておるやうに私どもは考えますので、今後これらの点につきましていろいろ地方のために御配慮をお願いしたいと存するわけにございまして、

それから今回国税徴収法が改正されます。これは私の債権の立場をある程度尊重してやるということが中心で、ほかに手続的な問題はございまして、これは地方税の徴収につきまして国税徴収法の例によることになつておりますので、われわれに直接關係はございまして、この点につきましては異議なく国税徴収法の改正につきまして賛成申し上げるわけにございまして、別に意見がございせん。

それから地方交付税の改正でございまして、冒頭に申し上げましたやうに、地方財政の困難な状態からいたしまして、最近しばしば交付税の税率を上げていただきたまはつて、まことに感謝申し上げるわけにございまして、私どもも本年度上げていただきたまはつた二七・五％ということで、少くとも当分

これで何とかやつていきたいと思つておつたのでございまして、今回の地方税の減税措置に伴ひまして、相当額、ことにこの交付税額におきまして所得税が減額されるはね返りで、大体交付税で百五億程度、初年度において、平年度におきましては百十億程度交付税が減ります。ですからその交付税が、三税が減るためにそれだけ減りますので、その分を補給していただきたまはつたこと、一・五％の引き上げを最後は税率の上昇をしていただくことになりまして、この点、厚く御礼申し上げます。ただ問題は、この配分方法でございまして、昭和三十三年度——本年度におきましては、自治庁が配分方法を変えられまして、私どもも弱小府県からいたしまして、やや後進府県に對する補正が減らされまして、後進府県が非常に苦境に立つたやうな感じを持つてございまして、従いまして、これが配分方法につきましては、要するに地方財政の力が非常にアンバランスでございまして、強い所、弱い所の差額が非常に大きいのでございまして、できる限り態容補正を適正にやつていただきたまはつたとともに、こ

とに本年度は公共事業等が相当伸びておりますので、公共事業關係のいろいろな算定係数、あるいは算定額目といふやうなものにつきましてお考えをいただきたまはつて、弱小府県をできるだけ補つてやるやうな点と、それから公共事業遂行につきまして、やはり相当ウエイトを置いていただきたまはつて改正をお願いしたい、はなはだ抽象的でございまして、そういうことをお願い

しております。これは、公共事業遂行につきまして、やはり相当ウエイトを置いていただきたまはつて改正をお願いしたい、はなはだ抽象的でございまして、そういうことをお願い

申し上げたいと存じます。

なお、ごまかい点は私の意見要旨にプリントしてございますから、ごらん願いたいと思います。

それから地方財政全般についての問題でございますが、昭和二十六、七、年ごろから非常に地方財政が悪くなりまして、收拾すべからざる状況で、一時は地方団体全体の赤字額が八百五十億というような額にまで達したのでございまして、その後、政府の御当局のいろいろな措置がございまして、相当これが改善されて参りました。昭和三十一年度においては非常な程度におきまして改善され、昭和三十三年、四年と相当この勢いでやるつもりでございしましたが、三十三年は、何と申しましたか、経済状況が停頓状態にございまして、私どもが予想したようにいろいろな点が改善されなかったわけでございします。

そこで、来年度の地方財政の状況をいろいろ考えまして、まず自治庁の作りになりました地方財政計画、これは一兆三千三百四十一億、国の予算に比しまして大体一億程度少ないと思ひますが、この程度になっておりますが、これは計算的には一応バランスが合つておるわけでございします。ところが実際われわれが見まして、この点は実質にそぐわないものが相当あると思ひますので、その点をちょっと申し上げてみたいと思ひます。国の算定された地方財政計画の分については、私の「地方財政全般について」という第一ページ、第二ページにございしますが、その点でどこに問題があるかと申しますと、私どもの考えておりますことは、まず給与費の増を四百七十二億自

治庁は確かに見てられますけれども、私どもの計算では給与費においてこの計算は、これは知事会で相当詳細なデータを持つておられますが、五十五億円足りない。ですからこれは五十二億七角にしなければならぬので、七十五億ほどどうしても足りない。それから旅費、物件費の節約を三割見まして、大体約四十億でございしたか、見てございしますが、私どももずつと旅費、物件費の節約をいたしております。御承知のようにごまかい例でございしますが、超過勤務手当というものは、国家公務員では大体給与費の七割ぐらゐ計上しておりますが、大体普通の県は三割ないし四割しか計上いたしてございせん。それから日宿直というようなもの、国家公務員は一日三百六十円に見てございしますが、私どもは二百円、そういうように非常な節約をいたしてございするので、この上三割の減は非常に困難である。

それで、これは一割の程度だけに考えますと、そこに二十五億ほど、先ほどの給与費の五十五億不足のほかに、旅費、物件費の節約不可能額が二十五億であります。

それからこの地方財政計画で非常にきつたところで私どもが不満に思ひますことは、三十二年から三十三年に移行します際には、県単独事業、これは公共事業でございまして、橋梁の改修でございまして、あるいは港灣でございまして、あるいは県でいえば高等学校の古くなった校舎、これらの点は戦争当時から戦後にかけてほとんど放任状態でございまして、集中的にこれが現在直さなければならぬ時期にきておりますが、これは公共事業ではとてもやれませんが、相当県単独事業をふやさなければならぬ。その県単独事業のふやし方につきまして、三十二年から三十三年に移行する国の財政計画は、大体前年度に比べて二百億増ということになっておりますが、これはこれが七十五億増にしかたっておりません。これは、まあ私どももから端的に申し上げれば、バランスが合わないから少く見たのであつて、実際はそういうことはどうしてもいかないわけでございまして、私も県下の土木出張所長を集めて話したのであります。昨年の秋から最近にかけまして非常に長雨がございまして困つておると、そこで不通箇所が非常に苦情が言われてございしますが、どのくらいあるかと申しますと、大体国県を通じまして、不通箇所が大体八十箇所ございします。現在国県道で東京から来る人たちに、もうことごとく小言を言われまして、お前の県は何をしてるかと言われてございしますが、これは千葉県だけじゃなくて、非常にこういう不通箇所がたくさんできてございまして、これが最近のトラックの増、それからオーバードロードといひまして、四トン車道なら四トン車道に六トンも七トンも積んで走るやうが非常に道路をいためます。最近雨の関係が非常にございまして、昨年の秋からとても各県とも道路が悪くなつてございします。これは公共事業ではやれませんが、こういうもののためにも、どうしてもやらなければなりません。またいろいろなことを申し上げて恐縮ですが、私どもに橋梁が千六百八十八ございします。そのうち約四割余に当ります四百五十八橋

は木橋でございします。これは各県とも半分は木橋でございしますが、それが古くなつてございまして、いずれも荷重制限をしてございします。こういうものを公共事業だけでやっていけますと、私の県で大体今後二十年からなければ公共事業でまかなえない。あるいは二十五年かかる。私どもは県単でこういうことをしなければならぬ。また先ほど道路の問題を申し上げましたが、私どもの方の土木部では、少くとも砂利道のある程度維持するために十六万トン砂利が要するというのに対して、私どもの方の予算関係からいいますれば、大体その半分七万トンから八万トンの砂利しか県単ではやれないというやうな状況でございします。どうして県単事業というものをもう少し増していただくか、これはならない。そこで三十二年から三十三年に移行するときに二百億でございしたから、今回も二百億ぐらゐこれを増してもらうということになりまして、二百二十五億、七十五億円しか計上してございしませんから、増を、こういうものを全部入れますと相当な額になるわけでございします。

でございしますから、私は地方財政計画は、形式的には一応でき上つておるが、内容的にはいろいろまだ不備な点があつて、しいて言へば、つじつまを合わせた形があるので、ぜひともこのことに関連いたしまして、ある程度処置をしていただきたい。その処置と申しますことは、私の方の陳述書の最後に書いてございしますが、地方財政再建等のための公共事業に係る国庫負担等の特例に関する法律、いわゆる特例法というのがありますが、これは時限法で、

三十三年で時間切れとなりますので、これにつきまして、これはぜひ今後三年間延長させていただきたいということ。それから公共事業費が大体二割五分程度昨年度よりもふえておりまして、県負担が大体三百数十億ふえることになると思ふのでございしますが、これに對しまして、これは私ども本質的には起債をふやすべきじゃないと思ひますが、急にどうと云ふこともできませんので、起債のある程度の増をお願いしたい。最低限五十億ぐらゐお願いしたいということでございます。

第三点は、先ほどちょっと申し上げましたが、財政力の貧弱な県、これが先ほど申し上げましたように、事業税の減免につきまして特に影響を強く受けておる点がございします。また今回公共事業を大きく施行しなければならぬ点もございします。地方交付税の配分なり、あるいは地方譲与税の配分等につきまして、できるだけ財政力の小さい県に對しまして、何か補正の道をお考え願ひたいということでございます。そこで、今回の公共事業の増額をいたしまして国土建設を全面的に広げる、大きくするということ、私も非常に賛成でございまして、ぜひこれをわれわれも実行したいと思つておりますが、現在の財政事情からいひますと、知事会等も何回も開いてございしますが、全部の県といふことはございせんが、中小の県におきましては、大体二十五県か三十五県ぐらゐに達するかと思ひますが、大体七割程度しか受け入れられないのではないかと懸念がございします。そうしますと、この先進県の方に公共事業はよけ

いいきまして、後進県はますます少いということでございます。これらのことも御勘案賜りまして、中小県の方も御考えをぜひお願い申し上げたいと思います。

はなはだ前後通じませんが、以上申し上げまして、私の意見陳述といたします。

○委員長(館野二君) どうもありがとうございます。

それでは引き続きまして、地方財政審議会会長児玉政介君にお願いいたします。

○参考人(児玉政介君) にわかに参考人のお呼び出しをいただいたのでありますが、ちょっと自分の用事の都合もあって、十分な勉強もできなかったもので、御参考になるかどうか大へんに懸念をいたしますが、せっかくのお呼び出しでありますから、参考にと若干の意見を申し上げてみたいと思います。

地方財政の確立措置につきましては、政府予算の編成の過程におきまして、財政審議会としても意見を提出しております。時間的制約もありまゝですが、これをまあ繰り返すのも御迷惑かと思うので、一応省略をいたしますが、今申し上げたように、これは政府部内の折衝あるいは政府与党の調整というふうなまづ最中に、編成前に意見を出さなければいけないという考えから出したものであります。今日においてははたして情勢が変つておりますから、今それをあらためて申し上げるのもどうかと思いますが、ともあれ、その後政府部内におきまして、あるいはまた政府与党においても、非常に折衝、検討を重ねられて、一応の

つじつまの合った財政計画を策定をされて、これに関連した減税法案あるいは地方交付税の改正法案あるいは徴税強化の法案というふうなものが提出されたので、今日の段階においては、これらの法案の趣旨は了解をいたしましたのでありますけれども、まだ完全につじつまが合っているのかどうかという疑問のある点もございます。

また、こういう財政計画で今後まかなっていくについては、将来の財政計画の確立上に留意すべき点があると思ひますので、その二、三の点について意見を申し上げてみたいと思ひるのであります。

ただし、私審議会の会長というので、今も御指名があったのでございまして、今申し上げることは、別にこれは審議会で諮ったものでもございませぬし、私一個の考えでございまして、この点だけはお断わり申し上げておきますが、なお、実は全国知事会でも過去三年間、いつも夏ごろの府県の行政の実態調査というのをやりまして、各方面の、知事会でいへば、公正な第三者を委員に委嘱をして、ありのままの実態を一つ批判をしてみようというところを、三年続けてやってきておりますが、私もまたその一人に加へられておりました。特に昨年の夏の調査は、その委員の顔ぶれも非常に変わった広い委員の顔ぶれで、報告書もずいぶん大部の報告書を出しておりますが、こまかい問題になりますれば、これらの報告書の抜粋のようなことを申し上げてみるのも御参考になるかと思ひますが、何しろ時間のワカもあるようでありますから、これはこの際は省略をいたしまして、前置きを

別にしまして、端的に一つ若干の項目について愚見を申し上げてみたいと思ひるのであります。

そのつじつまが果して合っているのかどうかどうだろうかという疑問の一つは、今度の国税、所得税の減収が、影響する住民税の減収になる、その補てんの措置が明らかでないということとあります。明年度に予定をされます国税、所得税は約四百億円の減収になりますので、自然これがいろいろな影響を持つわけであります。地方交付税に影響を持つその減収については、地方交付税の繰り入れの率を二%引き上げることによつて措置をされたのであります。また約百億、百十八億くらいになります。住民税の減収に對する補てんについては、別段に措置もされておられませんし、その方針も示されておらないということのようでありま

す。先ほど千葉の知事さんからの話もありましたが、三十一年度、二年度あたりの財界の好況また政府の非常な好意のある措置によりまして、ようやく府県の財政が安定化の方向に向つておるのであります。そういう際に、このよう大幅な減収に伴う減税というものが、国の一方的な措置で行われるということでありまゝから、その補てんの措置については、必ず政府がこれを処置しなければならぬのみならず、今日においてどういう措置をするかというところを地方団体に明示する必要があるのではないかと、こう考へるのであります。この点がどうもはつきりしておらない。百億円をこえる影響というものがどういうことになるのかかわらないということ、それが一つであります。

それから第二点は、ただいま千葉の知事さんからの話もあつたのであります。公共事業というものが来年度においては非常にふくらんでおる。その国家予算の増加に伴ひまして、地方の負担もふえるのが当然であります。前年度に比べると、約三百億円の増加が見込まれておる、こういう地方負担の大きな増加というものは、近年例を見ないのではないかと、思ひます。これはいろいろ道路の拡充であるとか、いろいろの施策をやられるのであります。いろいろななかで、地方の負担というものは、これは当然地方の財政を非常に圧迫をする、その圧迫をする一つの要因には、今までめんどろを見てきた地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律、千葉の知事さんの言われた臨時法とよく言つておるものと同じであります。これが来年から廃止をされるということ、それだけ、約九十億くらいといひますが、こういう大きなものがござり、地方の負担になつておるといふことを、これは地方の負担が激増した、仕事の量をふやしたといふだけでは、地方の負担が激増したといふ大きな原因になつておると考へられるのであります。従つて、もしこれがこのままでは、一応つじつまが合つても、これは府県市町村を通じて、一本に組んだものであります。実際の末端にこれを流していったときに、果してこれがどういふ影響を持つかといふことは、一つ一つの県、市町村を見なければわからないのであります。さつき千葉の

知事さんは七割ぐらいしか消化できないのではないかと、いふお話もありましたが、これはまさにその個々の団体を拾ひますれば、私は完全に消化できるのかどうかといふ一つの懸念を持たざるを得ないのであります。これが第一点で、こういうものについては、財政上必要な措置を講じて、この急増した公共事業の円滑な遂行を確保すべきである、こういうことを考へざるを得ないであります。

なお、やはりこれに関連するのであります。衆議院で、軽油引取税の今度の増税に對して修正が行われたのであります。まだ本会議は通つてきていないのであります。委員会を通つてきておるようですが……

○委員長(館野二君) 通つています。

○参考人(児玉政介君) この修正によつて、十七億円の減になるのではないかと。これをどう措置するかといふことも何かわからないもの一つであります。一面、固定資産税の制限、税率を下けたといふことのために、二・一%以上取つておる府県がこれをちょっと切らなければならぬ。そのうち金額としては小さいのですが、これに對しては、米年度は起債を認めて、そうして元利償還は皆見てやる。こういうことをいつておるが、これも差しあたり米年のことで、それから先のことはどうかわからないが、少くともこれについては、こういう措置が講じられておる。軽油引取税の増税に對する修正の措置はわかりませんが、このまま放つておけば、結局財政計画という、政府のあの公共事業をやらうとする一部は、これだけそこを来たして、くるの

じゃないかと思ひます。さつき申し上げましたように、地方団体によつては、すでに今までのものでも臨時法の廃止等のために、その他の面もあると思ひますが、増加ができるかどうかという懸念があると申したのであります。が、軽油引取税の増税に対する修正というもののいかんによつては、これも影響を持つのではないかと申す。これが考えられるのであります。これらの点が不明である。これははつきりとは一つの態度を示さなければいかぬのではないか、こういうようなことを考へざるを得ません。

それから第三点は、公共事業を大幅に増額してやるものについて、そのうちの国の直轄の部分については、地方に負担金をかけるわけであり、それが、これは昭和二十八年から、とてもそれを現金で納めることができないというので、過去の分、また引き続いてその後の分というものを交付公債で政府に借金をしておるというふうなことでやつておるので、一時しのぎにはなつたわけであり、しかし、ただこれを繰り返しておるということ、将来大へんな負担の増加になる。そこで、このままほつておきますと、交付公債というものが来年度三十四年度でも、前年度に比べて七十八億円の増加で二百十億に上つてくる、だんだんこれがふえていくわけであり、それから、これは大へんなことになる。しかるに、どうも私も見ておりました、地方団体自身が、公債の負担というふうなもの、まあ一時しのぎにはなる関係で、仕事したいという仕事上、直轄事業の施行に甘んじておるといふふうな傾向がある。国も、また地方

団体が差しあつたりの資金の必要もないことから、比較的安易な直轄事業を拡大をしていくというふうな傾向があるようにも思ふのであります。そのまゝ進んでいくと大へんなことになるのじやないか、明年度の地方財政計画におきましては、公債費は全体的に見ると、本年度の横ばいというか、若干幾らか減だ。しかし三十五年から大へんにふえるというのを説明もして、もう、これまたさつき申し上げましたように、全体の問題であつて、地方の団体によつては非常に増加している所もあると思ひます。その貧弱県に行きますと、税収で償還費を現在でも取るぐらゐの所があると思ひますが、そこら辺は税収で償還ができないというふうなものもあるのではないかと申す。安易に交付公債を発行して持つていくということは、よほどこれは考えなければならぬ、こういうことでは、有効適切な処置を講ずる必要がある、こういうことを考へざるを得ないのであります。

それからその次は、税外負担の解消の問題であります。地方団体が自分の財源の不足を補うというふうなことののために、住民に課してまいります。昭和三十一年度で割当交付金あるいは部落会であるとか、消防後援会あるいはPTAというふうなもの、負担を寄せ集め、二百五十億と、ひつきやう税外負担というものは、地方財政の窮乏に起因をして取られてきたものと見られるのであります。中には当然受益者に負担をさしてもいいのじやないかというものもあるかと思ひますが、また、あるものは当然これはその団体が支出すべきものであるというものもある。で、そういう公費負担に切りかえるべきものについては、国において財源措置を講ぜよというふうなことで、住民の公費負担の現状におけるひつきやうを直していく、正常化をはかる、こういうようにすべきだと考へるのであります。これらの処置が何にも講ぜられておらない、こういうことは懸念される問題の一つであります。

おまなことはそんなことであります。が、さらに交付税の問題について、一つ問題があると思ふのであります。これは、結局財政計画を立てる上において十分な補てん財源がないということから、地方の負担を調整して、いこうという一つの考へ方がある。そのために、今までのような交付税の配分をするのについて、基準の収入額というものを七割ないし八割に見て、これを一つ引き上げたのだという一つの問題が提唱もされたことがあると考へております。この問題はよほど慎重に検討をしなければならぬ問題じやないか、こう思ふのであります。その理由は、もし余裕財源というものを、たゞに収入を全額見て、そして配分をしていくというふうなならば、地方団体の行政というものを、ほとんどすべて画一的に算定することになつてくるというのであります。従つて、地方財政の弾力性もなくなる。地方団体の行政の自主性というものが、もう標準予算式にどこもかしこも同じ画一的のこれだけの仕事をするのだということになつて、自分の所で自主的に工夫をするという余地はなくなる、こういうことで、いわゆる自治尊重の見地から、これは一つ問題がある。

第二には、地方税がかりに増収になれば、すぐ地方交付税の減額に結びついて、それが百パーセント見るといふならば、もうその減額に直接結びつく度合いというものは非常に高くなるわけであつて、そうなるかと考へると、地方団体が税源を育成しようとかあるいは徴収を確保しようという意欲は非常に阻害をされるというおそれがあるのではないかと思ふのであります。

次には、さつき申し上げたように、基準財政需要額の算定に當つて、地方団体の行政というものを、ほとんどすべて算入しなければならぬことになるが、さて地方団体の行政の実態を十分に把握をして、それを適確に財政需要額に算入するということは、これはなかなか技術的に困難があるのではないかと考へられる。そういうような問題があることでもあります。交付税による地方財政の調整については、算定される基準財政需要額の均衡化を前進させる、今よりも一つ工夫を加へて前進することによつても、解決することが不可能ではないというところも考へて、一つこの点は十分に慎重に検討を加へない、一〇〇%あるいは九〇%簡単に見てしまつと、これは最近起つたような交付税の配分問題以上にめんどろな混乱を生じないとも限らないといふことから、慎重にこれは考へていかなければならぬ、こう思ふのであります。

それから次に、たゞ消費税を譲与税にして、府県の財政の調整をはからうというふうなことも問題に上つたことがあるやうであります。まあ一つの考へ方なんでしょうが、たゞ消費税は、地方団体の中における売上金額、いかえれば、住民の消費によつて税収が入得られる一つの地方の独立財源であります。その税収はたゞこの消費を通じて、住民の生活と密接に關連をして住民の生活向上による財政需要の増大をまかなう、税収の増大をもたらすものであります。現在でも、先ほどもちよつとお話がありましたように、地方自治を建前とする地方税財政の制度におきまして、地方税収入の歳入のうち占める割合が非常に少ないということが問題にされてゐるにもかかわりませず、せつかく地方の独立税になつておるそのたゞ消費税を、地方住民の生活から切り離して地方譲与税にするというところは、地方税制の基本的な考へ方というものとよく考え合わせぬと、逆行することになるのじやないか。どうも譲与税をやたらにふやしていく、独立の税がないというところは、極端に申せば、地方税を全部国が取つて、全部まかなつたらこれは一番いいのじやないかというところまで、極端にいへば考へられるのですが、現在の国民の負担として取つております国税と地方税の割合は、国が七〇%、地方が三〇%、しかし国の取つた税を今度は交付税であるとか補助金であるとか、譲与税であるとかいふことで地方に流していく関係で、實際これを使う部分からいへば逆になつてゐる。六五%くらいは地方で使つておるといふことであります。これを一体、この

六五%をどういう分で取ればいいか、地方税で取る、あるいは譲与税として国が取って地方へ流すか、あるいは補助金で流していくか。まあこんなことで地方が使うわけでありますが、今のところ地方税で取るのが非常に少ないというところ、これはまあ地方の財政の自主性を失い、地方自治の本質に反するということも考えなければならぬこと、からいたしまして、あまり譲与税に持っていくと独立税を失なっていくというところは、十分に一つ考えなければならぬ、こう思うのであります。

それから最後に一つ、昨年大へんに問題になりました特別態容補正という、交付税の配付の一つの方法であります、補正の方法であります、これが大へん昨年問題になりました、これに関連して論ずる人の中には、特別態容補正を大いに一つやって、そして貧弱県を潤したらいというふうな意見もあつたりするのであります、これを恒久的な補正の制度とすることはどうも適当でない、こういうことを考えざるを得ない。これは御承知でもありましようが、昭和三十一年度において、地方債の総額が非常に圧縮されることになりましたときに、これを府県別に配分するに当って、財政力の弱い団体が特にひどく減額をされた。その地方債の減少による財源不足を補うために、いわば暫定的な措置としてとられたものであります。従って、もうその成り行きから見ても、一般的に投資的経費が充実される、これが正面切つてこうすべきものなのであつて、投資的経費を逐次充実させていけば、こういう暫定的な措置というものは廃止されるべきである、ということは、最初から

らそういうつもりで進んでおるものであります。のみならず、特別態容補正というものは、交付税の理論の上から見ると、ちよつとこれはおかしい問題があると思つておられます。すなわち特別態容補正というものは、総合指数というものと、大へんやつかいなのものです、個別指数というものをあわせ用いることによつて行われてゐるのであります。実際上大きな意味を持つのは、貧弱県の実態を現わす一つの方法として総合指数というものを採用している。これが一番肝心な点なのであります。

総合指数を用いるというところは、結局人口一人当りの県税収入額が比較的少い道府県の投資的経費を、割り増しをしようということなのであります、が、どうも県税収入が少いから、投資的経費の財政需要がよいにかかるという理屈は、どうもちよつとさういふふうには考えられないのであります。従つて、こういうものを恒久的の制度とするべきものではないので、交付税制度の趣旨にもかんがみて、今申ししたような理論的にも納得される合理的な他の方法によることを検討しなければいけない、来年度の政府が提出をされた地方交付税法の改正法においては、今度その他の行政費というところへ持つていって、一般の部面でありますが、そこに、面積によつてある額を配分しようというふうなものを加えて、府県あたりではこれは大へんにいいと言つておるようでありますが、この成果も見ることがあります、何かさういふ特殊な方法で、ほんとうに投資的経費の割合を十分に貧弱県に見てやる新しい方法を考へて、さうい

う一つの便法であつたものは、これは将来廃止する方向に向うべきではないか、こういうようなことを私は考えるのであります。

時間も御指定の時間を過ぎたようでありまうから、これで一応私の方から申し上げる意見は終りにいたします、最後に、今までの経過をずっと見ておきますと、減税というものが毎年のように行われておる、そのつど補てんの紛議というものが繰り返されて、どうも地方財政が毎年何か不安定な状態に置かれておるという感じがであります。地方の当局者に聞いてみても、どうも予算の編成とかあるいは事業の計画とかいふものを戸惑ひさせられる、さつき申しました交付税の配分に ついて、昨年末大へんに苦情のあつたことも、どう言つたらいいでしょう、か、もう少し政府が趣旨を早く徹底させたらよかつたのではないかと、ううもいたしますが、地方は一向どうものほほんとして、今まで通りのある期待を持って予算を組んでおる、予算は組んだが、いよいよきてみたら大へんに少なかつた、前年よりも少なかつた所は、一県より少ないのであります、地方が期待してゐたよりも非常に少なかつたといふことなんぞこれは早く安定をしなければさういふことはないのであります、が、どうも戸惑ひを生ずるというふうなこともありまして、税制にしても交付税にしても、あるいは地方財政計画そのものにしても、何か毎年不安定な状況で予算編成期に臨むといふことであります、できる限り一つこれは安定をさせるということが望ましい、このようなことを考えますので、これをつけ加えて私の意見の開陳

を終りたいと思ひます。

○委員長(館哲二君) どうもありがとうございます。

それではお二人の参考人の御意見の御開陳が終了したので、御質疑がありましたら……。

○占部秀男君 柴田さんにお伺ひしたいのですが、今度の財政計画を見て、総括的に言つて、われわれは知事さんと意見が同じような形になるわけですが、ここでお伺ひしたいことは、今の各県市会が予算を組んでおつて、これは通つた所もあるし、まだ通らぬ所もあるかもしれない、とにかく今度の実際の予算を組んでみた経験からして、私の考えとしては、今度の財政計画を指針としてやつた場合には、必ずと言っていいほど第一には単事業がまるつきり何かだめな、だめなといふのはおかしいですが、少い、ひどくなるか、あるいはそれをカバーしようとするれば、結局また赤字を出さなければならぬように決算期に追い込まれる、それでなければ、二つを一つ下げようとするなら、公共事業の一部をやむなく返上しなければならぬと、こゝういふような私は形に結局はなつてくるんじゃないかと思ふのですが、さうした点について、予算を組んだ経験からしてお教へいただけるような点はないものでしょうか。

○参考人(柴田等君) 今おつしやいました点でございますが、私の方も三十四年度予算を組みまして、そのやり方といひましては、私は先ほど自分の県のことはあまりこまかいことは申し上げなかつたのでありますが、一応全体的には私の方で大体不足額が三億二千万円ほどになる見込みでございます。

が、三十三年度——本年度若干繰り越しが出る見込みでございますので、一億三千万くらい繰り越しを出したい。それを来年度の費用に使いたい。これは私も再建団体でございますから、自治庁の方と相談がありますが、それを加へましても二億足りないというふうなことでございます、府県財政におきましては二億というものは事業実体になりますと非常に大きな額になります、そこで、今までのたとえば昨年度におきましては単事業は大体建設的なもので十億近く、これはいろいろな事情がございまして少し多い方でございますが、十億近くやつたんでございまして、当初予算は五億程度にとどめております。それから公共事業が大体私どものあれでは二十八、九億の公共事業がくるんじゃないかと思つております、今組んでおるのは十四億ですが、十五億程度しか組んでおりませんので、ちよつと私どもの予想しておる分よりも約十五億くらい少く組んでおるのでございます。そういう事情で、単事業でこれは非常に圧縮するような形になるか、今おつしやいました公共事業を相当詰めるか、さういふ形にどうしてもなつてくるわけでございますので、先ほど申し上げましたように、何とか特例法なり、起債のワクの増額をぜひお願いして、完全に仕事をやりたいというわけでございます、何回も申し上げますが、ちよつと終戦当時から今日まで放置されました道路なり橋梁なり学校なりを、今集中して何とかしなければならぬ、県単事業が非常に強く要請されてゐる、さういふ時期でございますので、その点をぜひお考え願ひたいと思ひます。

取引税の問題ですけれども、けさも実は予算委員会が大蔵大臣とそれから自治庁の青木さんに質問したんですが、結局十五、六億の穴といいますが、穴があくわけです。そうすると、それはやはり県単の方を減らしてもらうよりほかは手はないという答弁なんですけれども、われわれはこれを何とか財源措置をすべきじゃないか、財政計画に組んでおるんだから、県知事として予算もやっておるし、困るじゃないかというところで話をしたのですが、そういうような情勢なんです。ところが、今度の財政計画そのままというわけではないのですけれども、財政計画における県単関係の道路関係のやつは、たしか二十五億前後しか組んでなかったと思うんですが、七十五億の中に。ほとんど県単事業はできなくなるんじゃないかというふうなことで言ったんですが、あの軽油引取税の穴の問題ですね、これはどういう形でどうすべきだというふうな御意見は、今すぐというとう無理かもしれませんけれども、ございませんでしょうか。

○占部秀男君 児玉先生にちよっとお伺いしたいんですが、私も今度の問題で当面としては臨特の問題と交付公債の問題は最低限度処理してもらわなければだめじゃないかという感じを持っておるんですが、そこで交付公債の性格の点についてちよっとお伺いしたいんですが、結局交付公債の問題は、あの交付公債の制度ができる当時、これは財源措置をすべきであった

る、こういうことを私はしたんじゃないかと思うんですが、大蔵大臣の方の
話によると、これはもう現金払いする
のが当然なんだけれども、まあまあが
まましてやって分割払いをさせてやっ
ているんだから、利子は当然なんだ、
こういうことなんですが、こういう点
は、先生としてはどういうふうに性格
の点はお考えになっているんですか。

に何だということを言われたわけでもなからうと思いますが、経過はさつき申し上げたように、地方債が非常に減らされたというその財源の穴埋めということであったようではありますが、しかし、これをどういう性質のものと考えるかということ、これは人それぞれ考え方ですが、ある見方からいえば、私は何でも借金をさせてやらせる

財源を交付すべきものである、それが極端になったのが……もう一般会計の給与費までを借金させた時代があつて、これはもう政府が当然あと始末をすべきだということが後に起つたことがあるんですが、交付公債の問題も、

○占部秀男君　それから柴田さんにお伺いしたいんですけれども、どうも先ほど言ったように、公共事業の關係からして私も十五、六の県の予算——今度当初予算のあれこれを拝見したんですが、やっぱり六、七十、少いところになると五〇％ぐらいのところもありますね、しかしあとの肉づけの關係もあるんでしょうから、それはそのままということはないだろうと思います。

と思ってるんですね。たとえば臨特、交付公債関係でも元利の償還、あれも入っておりますし、いろいろ今言った財源も考え、公共事業の一部の返上ということは、知事会のいわゆる何とというか、落し穴じゃなくて……ほんとに私は出てくるんじゃないかということをお心配しておるわけですね。そこで、そういうことに関連をして、この

をもう少し今までの臨特というような概念じゃなくて、実際の公共事業を行うために臨特が必要なんで、こういうような考え方といえますか、建前でもって、もっと知事会としては、積極的に政府に対して、公共事業を返上す

ら、これはやってもらわなければなら
ないということがあります、直轄を含
めてですね。しかし、これをあまりやり
ますと、予算全体の成立がおくれはし
ないかということで、端的に申し上げ
ますと、ある程度予算のめどがついて
からやるべきであるということで、先
般米何回もこれをやりまして、陳情い
たしておりますが、一つそういうあれ
で、怠慢であるというのじゃなくて、

はいかぬということで、そういうことをやったのでございますから、今、建設事業と非常に関係のある建設常任委員会、あるいは農林常任委員会、運輸常任委員会等に御連絡しまして、行政部会だけではなくて、その方面からも運動していただくように、今一生懸命やっているわけでございますので、どうぞ一つよろしくお願いします。

は、先ほど児玉さんからおっしゃいましたが、私の県が再建団体になった一つの理由は、直轄工事負担金が全国的に非常に多いのであります。一番多いときは年間に五億くらいある。それで、ことしは、たとえば公共事業の起債は

終りに、参考人の方にお礼を申し上げます。大へん御多忙のところお繰り合せ、おいでいただきまして、貴重な御意見を拝聴させていただきました。ありがとうございます。これから各法案審議の際には御意見をよくしんじやくいたしまして、十分やりたいと存じております。重ねて、委員一同を代表しまして、ありがとうございますを申し上げます。

日、午前十時から開会し、三法案の審議を続行したいと思います。

本日は、この程度で散会いたします。

午後三時三分散会

昭和三十四年三月二十六日印刷

昭和三十四年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局